

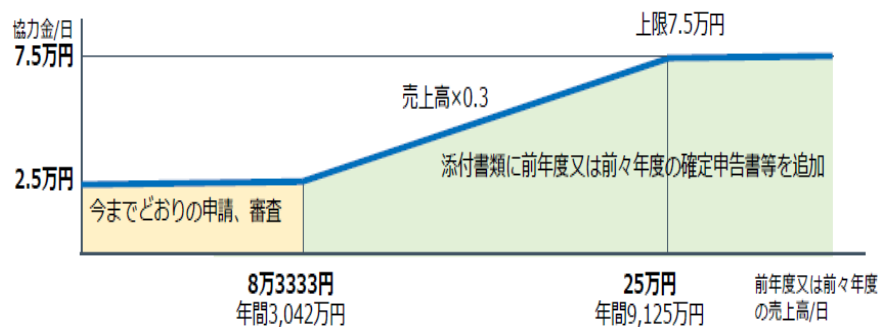
# 飲食店に対する時短要請協力金の概要

熊本市全域の酒類を提供する飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴い、全面的に協力いただいた事業者の方々(店舗ごと)に協力金を支給する。

- 1 要請期間** 令和3年6月14日(月)午後9時～令和3年7月1日(木)午前5時
- 2 対象区域** 熊本市全域
- 3 対象者** 午後9時以降も営業している酒類を提供する飲食店等(約4,400店舗)
- 4 要請内容** 営業時間を午後9時までに短縮(酒類提供のオーダーストップは午後8時30分まで)
- 5 交付額**

## <中小企業等(売上高方式)>

前年度又は前々年度の1日あたりの売上高	1日あたりの給付額
8万3,333円以下 (年間:~約3,000万円)	2万5,000円
8万3,334円~25万円 (年間:約3,000万円~約1億円)	前年度又は前々年度の1日あたりの売上高の3割
25万円超 (年間:1億円~)	7万5,000円



## <大企業(売上高減少方式)> ※中小企業等も選択可

[1日あたりの給付額]

前年度又は前々年度からの1日あたりの売上高減少額×4割

※上限額: 20万円又は前年度もしくは前々年度の1日あたり売上高×3割の低い方

◇コールセンター:

平日午前9時~午後5時

Tel: 096-333-2828

(6月12日(土)、13日(日)は対応)